

第2 個人市民税・県民税普通徴収関係帳票（月例分） C帳票レイアウト仕様書2

①普通徴収納税通知書（現年度） ※印字あり

②普通徴収納税通知書（過年度） ※印字あり

③納付書（普通徴収用） ※印字あり

④封筒（納税通知書・月例用／料金後納用）

⑤お知らせ（5種類）

A 相続人の方へ

B 退職された方へ

C 市民税・県民税について

D 賦課の根拠（現年度）

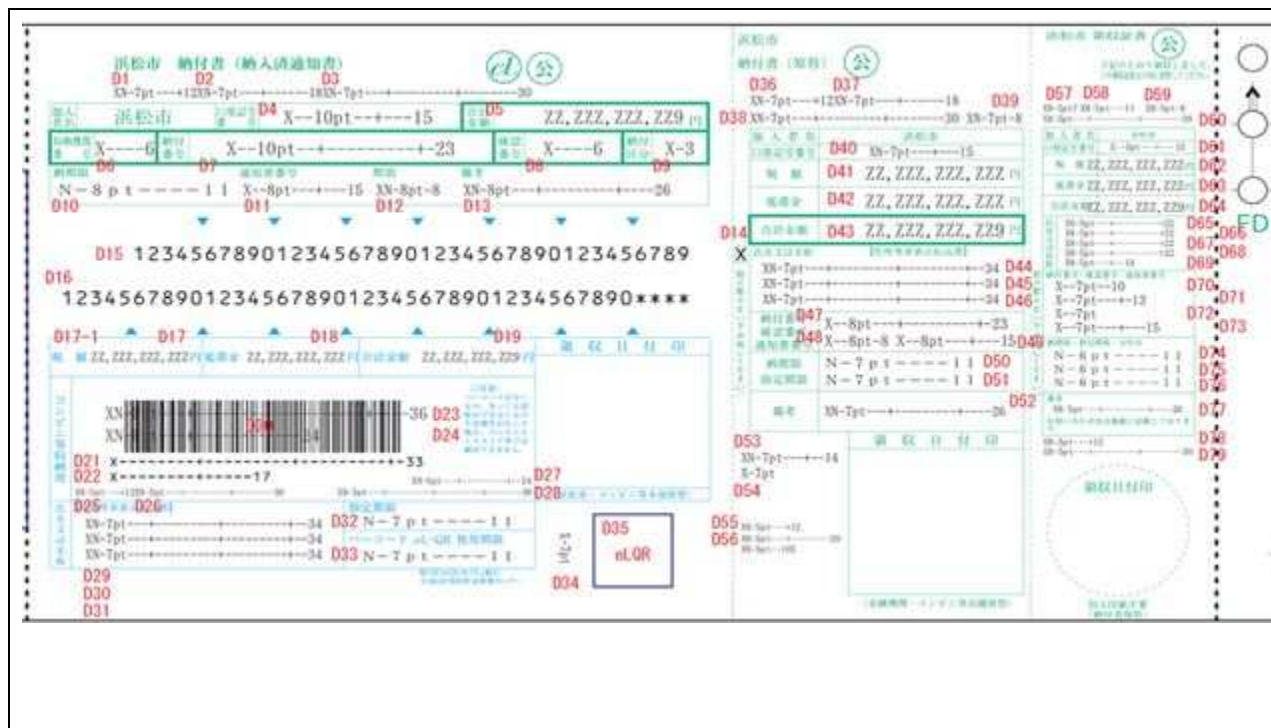
E 賦課の根拠（前年度～7年度前）

①普通徴収納税通知書（現年度） ②普通徴収納税通知書（過年度） ※印字あり

※「家屋敷事業所対象データ」ファイルに該当するものは、通知理由欄に「家屋敷事業所対象データ No.3通知理由」を印字する(現年度のみ)

※「普徴通知書拡張ファイル No.7退職者」=「1」のとき、通知理由欄に「(『No.8特落ち変更月』分から普通徴収となります。)」を印字する

③納付書（普通徴収用）※印字あり
表面



※納付書用紙には「eLマーク」「統一納付書番号欄」及び「eL-QR」のプレ印字が必要

裏面

●スマートフォン決済アプリによる納付方法

納付書の地方税統一QRコード「eL-QRコード」をスマートフォン決済アプリで読み取ります。

ご利用可能な決済アプリ

PayPay

d払い

au PAY

R Pay

R

ファミペイ

BP

J

他

●利用できるスマートフォン決済アプリは、変更になることがあります。
●最新の利用できるスマートフォン決済アプリの情報は、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

●クレジットカード ●インターネットバンキング ●ダイレクト方式 ●ページー番号を発行しATM等で支払う

まずは「地方税お支払いサイト」へアクセスしてください。

詳しくはこちら **地方税お支払いサイト**
※令和8年9月から「eLお支払いサイト」に変更
<https://www.dpayment.sipax.ita.go.jp/>

クレジットカード決済は支払金額に応じて、利用者負担の料金がかります。

納付場所 令和8年1月1日現在

●全国の地方税統一QRコード対応金融機関等
地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書については、全国の対応金融機関等で納付が可能です。対応金融機関等の一覧は「浜松市HP」でご確認ください。

〈例〉

【銀行】 静岡 みずほ 三菱UFJ 三井住友 スルガ 清水 あいち 名古屋 静岡中央	【金庫】 浜松いわた信用 遠州信用 静岡県労働 静岡中央	【農協・漁協】 とびあ浜松 三ヶ日町 遠州中央 東日本信用農業 協同組合連合会
--	---	---

【ゆうちょ銀行】（郵便局）
地方税統一QRコードが印字されている納付書については、全国のゆうちょ銀行・郵便局窓口で納付可能です。

※期限が過ぎてしまっても、金融機関にて納付が可能です。

●コンビニエンスストア等

セブン-イレブン ローソン
ファミリーマート ミニストップ
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
セイコーマート/ポプラ/MAX店舗等 他

【注意事項】
下記の場合は、コンビニ等で支払ってできません。
・期限が過ぎている。
・バーコードが読み取れない。
・バーコードの印字がない。
・金額が30万円を超える。
・金額が訂正されている。
・原本以外のコピーや複製等。
コンビニ等の店舗では、アプリ支払いではできません。

④封筒（納税通知書・月例用／料金後納用）



⑤お知らせ 「A 相続人の方へ」

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書の送付について(相続人の方へ)

市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在、居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。

納税義務者(被相続人)がその年の1月2日以降に亡くなられた場合は、その相続人の方に納めていただくことになるため、この度、相続人と見込まれる方に納税通知書を送付しました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

- ・納付書が同封されている場合 ⇒ 同封の納付書で納めてください。
- ・口座振替の登録をされている場合 ⇒ 既に指定口座が停止されている場合は、税務総務課口座振替担当(電話 053-457-2261)までご連絡ください。

《お問い合わせ先》
 浜松市 財務部 市民税課
 個人市民税グループ
 電話 053-457-2145

⑤お知らせ 「B 退職された方へ」

特別徴収から普通徴収への切替えについて

市民税・県民税・森林環境税は、前年中(1月～12月)の所得に基づき課税されます。年税額は、6月から翌年5月までの12回に分けて、勤務先を通じて毎月の給与から特別徴収(引き去り)していましたが、退職・その他の理由により、給与から税額を引き去ることができなくなりました。つきましては、普通徴収の方法によって、各納期限までにご自身で納付してください。(令和6年度は、定額減税により7月からの11回割となる場合があります。)

《例》

年税額 120,000 円で、退職等により勤務先から届出書が提出され、給与からの特別徴収が9月からできなくなったケース

変更前	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	納付済 30,000円			未納付 90,000円								
変更後	6月	7月	8月	普通徴収 90,000円								
	10,000円	10,000円	10,000円									
	納付済 30,000円			第3期 45,000円		第4期 45,000円						

↓

給与から引き去ることができなくなった90,000円を普通徴収の方法で納付してください。

《お問い合わせ先》
 浜松市 財務部 市民税課 特別徴収グループ
 電話 053-457-2142

